

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

- 日程第1 議第33号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第34号 塵芥収集車の取得について
- 日程第3 議第35号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結について
- 日程第4 議第36号 監査委員の選任について
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議第33号 専決処分の承認について

日程第2 議第34号 塵芥収集車の取得について

日程第3 議第35号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結について

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の選挙

日程第4 議第36号 監査委員の選任について

日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任の件

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 3 年第 3 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3 番 乾豊君、4 番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第33号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第 1、議第33号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第33号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により 3 月31日にこれを専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

細部につきましては税務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第33号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案と併せて新旧対照表の 1 ページを御覧ください。なお、改正条文は 2 条立てとなっております。

第1条による改正は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定は、個人町民税に係る給与所得者並びに公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出につきまして、電子提出による方法で提供する場合に必要となる所轄税務署長の承認を廃止したことにより条文を改正するものでございます。

第53条の8の改正規定につきましては、特別徴収税額について、次の条の退職所得申告書の定義に係る規定の整備に合わせて改正するものでございます。

第53条の9の改正規定につきましては、第3項、第4項を追加し、退職所得の申告において申告書の提出に代え、電子提出による方法で提供することができる旨を規定するものでございます。

第81条の4の改正規定につきましては、軽自動車税の環境性能割税率について、地方税法の読替え条文の追加に合わせて改正するものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

附則第9条の2の改正規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、地方税法の改正に伴い、各項目の削除並びに引用条項のずれをそれぞれ改めるものでございます。

第9条の4の改正規定につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、地方税法の改正に伴い、適用年度を改正するものでございます。

第9条の5、新設規定につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、第1項から第4項の規定により定めるものでございます。

第10条の改正規定につきましては、見出し中の年度を改め、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に改めるものでございます。

第10条の2の改正規定につきましては、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例について、地価が下落し、下落前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上、著しく均衡を失すると認める場合には、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることを定めるものでございます。

第11条、第12条の改正につきましては、評価替えに当たり、現行の宅地等並びに農地に係る負担調整措置等を3年間継続させ、令和3年度から令和5年度までの各年分の固定資産税の特例措置を定めたものでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化をしたことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年

の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

第14条の改正規定につきましては、特別土地保有税の特例について、地方税法の改正に合わせて改正するものでございます。

第14条の2の改正規定につきましては、軽自動車税環境性能割の特例措置について、令和3年3月31日までに取得した軽自動車に係る環境性能割の税率の特例措置を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすることを定めるものでございます。

第14条の2の2の改正規定につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、地方税法の読替え条文の追加に合わせた改正でございます。

第15条の改正規定につきましては、軽自動車税種別割の税率のグリーン化特例のうち、電気軽自動車等における令和4年度分、令和5年度分の種別割を75%軽減することとし、50%軽減及び25%軽減の対象のものについては、営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長することを定めるものでございます。

第15条の2の改正規定につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、前条第6項から第8項の追加を反映し改正するものでございます。

第18条の13の改正規定につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、地方税法の改正に合わせて適用年度を改正するものでございます。

第18条の17の改正規定につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例のうち、控除期間が13年間の特例を受ける者に係る居住開始要件を令和4年まで延長し、併せて控除対象となる個人住民税を令和17年度分まで適用することを定めるものでございます。

第32条の改正規定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免について、その適用期限を1年延長し、令和3年度分までとするものでございます。

続きまして、第2条による改正は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでございます。

こちらにつきましては、令和2年垂井町条例第20号、令和4年4月1日施行となります第2条において、地方税法の改正による項ずれを反映し、改正するものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

議案書8ページでございます。

第1条では、施行期日を令和3年4月1日としております。

第2条から第4条では、今回の改正に伴います町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第34号 塵芥収集車の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第34号 塵芥収集車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 塵芥収集車の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

塵芥収集車を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町表佐字西小柳4936番地の1、いすゞ自動車中部株式会社大垣支店支店長 岡田健吾が落札しましたので、この者と894万6,400円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長並びに住み課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第34号 塵芥収集車の取得につきまして、私からは契約に係りませぬ補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきましても御覧いただきたいと思っております。

本契約につきましては、町内を含めまして県内に本店、支店がございます6者によりまして、去る4月28日に指名競争入札を執行いたしました。

結果でございますとおり4者が辞退となりましたが、第1回目の入札で予定価格に達しましたいすゞ自動車中部株式会社大垣支店が813万6,324円で落札いたしましたところでございます。非課税項目でございます自動車重量税、自賠責保険、自動車リサイクル料金、検査登録手数料を

除きました額に、議案書にもございますとおり、消費税を含めまして894万6,400円で垂井町表佐字西小柳4936番地の1、いすゞ自動車中部株式会社大垣支店支店長 岡田健吾と物件供給契約の締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和4年3月20日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 議第34号 塵芥収集車の取得につきまして補足説明をさせていただきます。

現在、垂井町クリーンセンターにおきまして3台の塵芥収集車を使用しております。その中で経過年数の最も長い車両の更新をお願いするものでございます。

当該車両の登録は平成13年3月21日、経過年数20年、走行距離につきましては、令和3年3月31日現在で25万6,728キロでございます。

新規取得する塵芥収集車の仕様としましては、4トンのキャブオーバー型自動車に回転板式積込みボディ、ダンプ排出のごみ収集装置を架装するもので、重量8トン未満、210馬力以上、3人乗りという車両でございます。

なお、買い換える車両につきましては、下取りを仕様の中に加えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 塵芥収集車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時 20 分 休憩

午前 9 時 40 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 3 議第 35 号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第 3、議第 35 号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 35 号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐建・平成特定建設工事共同企業体、代表者、大垣市西崎町 2 丁目 46 番地、岐建株式会社代表取締役社長 木村志朗が落札しましたので、この者と 1 億 8,865 万円で請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び垂井町議決条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長並びに生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第 35 号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果につきましても御覧いただきたいと思えます。

本契約につきましては、去る 5 月 7 日に指名競争入札を執行いたしました。

本件の入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、その基準の中で業者の選定数等々についての記述がございますが、設計金額が 5,000 万円以上の工事であることから、今回、共同企業体方式を採用させていただきまして、それぞれ A・B 業者 7 社に結成依頼をした結果、期限でございます 4 月 19 日までに届出のございました特定建設工事共同企業体、以下、共同企業体と申し上げますが、これらの結成届を受理したところでございます。

岐建・平成共同企業体、大橋・タワダ共同企業体、上村・とみた共同企業体、宇佐美・桐山共同企業体、西濃・室建工共同企業体、内藤・桐建共同企業体、TSUCHIYA・藤井共同企業体の以上 7 者によります共同企業体で入札を執行いたしました。第 1 回目の入札で予定価格に達しました岐建・平成特定建設工事共同企業体が 1 億 7,150 万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして1億8,865万円で共同企業体の代表者でございます岐阜県大垣市西崎町2丁目46番地、岐建株式会社代表取締役社長 木村志朗と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、当工事におきます出資割合につきましては、岐建株式会社が60%、平成興産株式会社が40%でございます。また、完成期限につきましては、令和4年2月28日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 議第35号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要について御説明をさせていただきます。

垂井町文化会館につきましては、昭和56年12月に建設された建物で、現在必要とされる耐震の基準を満たしていないことから、このたび補強工事を実施するものでございます。

ちなみに耐震性能を表します構造耐震指標 I_s 値でございますが、現在の建物の最低箇所が0.36と基準の0.6を下回る値でございます。補強後につきましては、人命の安全確保に加えて十分な建物機能の確保が図られる I_s 値0.75以上を確保するよう設計を行っております。

それでは、工事の概要でございます。あらかじめお配りをしております資料に基づいて御説明をさせていただきます。

入札結果表の次のページの文化会館耐震補強等工事1階平面図を御覧ください。

①の1階会議室廻り改修では、事務室と会議の間の壁23.7平方メートルにつきまして、南北軸の強度不足のため鉄筋コンクリートにより壁増設補強を実施いたします。

②の1階便所、ホワイエ廻り改修では、現行の男子便所と女子便所の間にあります壁23.8平方メートルにつきまして、東西軸の強度不足のため、同じく鉄筋コンクリートにより壁増設補強を実施いたします。また、耐震補強工事に併せまして、ホワイエの便所につきましても、会館利用者の安全と利便の向上のため、便器や洗面等の衛生器具の取替え改修と階段をスロープへ変更する改修工事を実施いたします。

④といたしまして、南面ポーチ柱でございます。

補強工事箇所につきましては、事務所と会議室の南側ポーチになります。東西間の柱2スパンの間には枠付鉄骨ブレースによる補強を実施いたします。

⑤といたしまして、東面ポーチ柱でございます。

補強箇所につきましては、ホワイエの東側ポーチになります。南北間の柱4スパンの間に、こちらと同じく枠付鉄骨ブレースによる補強を実施いたします。

次のページを御覧ください。2階平面図でございます。

③といたしまして、先ほど御説明をさせていただきました1階事務所と会議室の上の壁になりますが、2階の練習室3と練習室4との間の壁28.5平方メートルにつきまして、南北軸の強

度不足のため、鉄筋コンクリートにより壁増設補強を実施いたします。

⑥といたしまして、西面上部外壁改修でございます。

場所につきましては、舞台、ステージ裏側の外壁になります。こちらにつきましては、構造上、面外方向の西側に倒れるおそれがあることから、全長27.7メートルのH鋼を水平に補強のはりとして舞台背面壁の支持補強を実施いたします。

⑦といたしまして、客席上部（舞台上部）になりますが、屋根支持のための鉄骨の柱に15.6メートルのH鋼を水平に補強はりとして設置をいたします。

次のページには会館東からのイメージ図をつけさせていただいております。あわせまして、関連の電気設備工事、機械設備工事につきましても発注を行ったところでございますが、本工事及び関連工事に係ります工期につきましては、本契約締結の日から令和4年2月28日までの10か月を予定しております。

文化会館の利用につきまして御不便をおかけしますが、大ホールが御利用いただけない期間につきましては、小ホール等で調整をさせていただきながら利用していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、議第35号、垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 垂井町文化会館耐震補強等工事（建築工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時51分 休憩

午前10時10分 再開

○副議長（富田栄次君） 再開いたします。

ただいま、議長 後藤省治君から議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読させます。

○書記（広瀬有里君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。令和3年5月13日、垂井町議会副議長 富田栄次殿、垂井町議会議長 後藤省治。

○副議長（富田栄次君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議長辞職の件

○副議長（富田栄次君） 議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

後藤省治君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、後藤省治君の議長辞職を許可することに決定しました。

〔11番 後藤省治君入場着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 議長の選挙

○副議長（富田栄次君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に1番 太田佳祐君、13番 栗田利朗君を指名いたします。両君の立会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票なし。

有効投票中、富田栄次7票、江上聖司君5票、木村千秋君1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、富田栄次が議長に当選いたしました。議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

〔12番 富田栄次君登壇〕

○12番（富田栄次君） ただいま栄誉ある垂井町議会の議長に御選任を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、その責任の重さに、今その気持ちが非常に高ぶっております。私は皆様の御理解、御支援を賜りまして、円滑なる議会の運営、そして議会の活性化に努めてまいりたいと思います。議会におきましては、議論を重ねて垂井町民のための施策を実践するために、皆様方と一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

今、垂井町におきましては、厳しい財政事情ではございますが、活力ある、魅力ある安全な安心のまちづくりが、垂井町民の皆様の一致したお気持ちではないかと思っております。その

実現のためにも、皆様方のお力添えをいただきまして職責を全うしていきたいと思っております。

今後とも、どうか議員各位の御支援、そして御理解、また御指導、御鞭撻を賜りますことを心よりお願い申し上げまして就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（富田栄次君）　しばらく休憩いたします。

午前10時28分　休憩

午前10時37分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

先ほどの議長の選挙の結果、副議長が議長に就任しましたので副議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程　副議長の選挙

○議長（富田栄次君）　これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記　議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記　投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記　投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 廣瀬隆博君、11番 後藤省治君を指名いたします。両君の立会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち、有効投票13票、無効投票なし。

有効投票中、若山隆史君7票、中村ひとみ君6票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、若山隆史君が副議長に当選されました。議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました若山隆史君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長から挨拶があります。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） ただいまの副議長選挙によりまして、当選をさせていただきました若山隆史でございます。

副議長の重責に就任をしたということでございますが、垂井町議会のさらに発展、充実、これに向けての取組は、議長を補佐しながら、また議員各位の御支援、御協力を賜りながら一步一步進めていく所存でございます。どうか皆様方の今後とも御支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

ただいま垂井町は、垂井町というだけではございません。全世界、日本国、岐阜県、コロナ禍で大変な状態でございますし、ワクチン接種というような一大事業に向けての取組も大変な状態になっております。一日も早い終息を願うとともに、垂井町のさらなる活性化、発展に、垂井町の一翼を担います議会人として一生懸命取組をしていきたいと、その中での副議長でございます。どうか皆様方からも今後とも御支援、御指導を御教示賜りますようよろしくお願いしながら一言の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第4 議第36号 監査委員の選任について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第36号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔2番 廣瀬隆博君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第36号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 若山隆史氏が5月6日をもって退職されたことに伴い、その後任として廣瀬隆博氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔2番 廣瀬隆博君入場着席〕

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（富田栄次君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、総務産業建設委員、乾豊君、藤埴理君、安田功君、木村千秋君、後藤省治君、富田栄次、栗田利朗

君。文教厚生委員、太田佳祐君、廣瀬隆博君、若山隆史君、江上聖司君、中村ひとみ君、角田寛君。

以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 34 分 休憩

午後 1 時 35 分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 乾豊君、同副委員長 藤埴理君、文教厚生委員長 中村ひとみ君、同副委員長 江上聖司君。以上の諸君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 36 分 休憩

午後 1 時 37 分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から各常任委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（富田栄次君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（富田栄次君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、乾豊君、中村ひとみ君、安田功君、後藤省治君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、委員長に後藤省治君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（富田栄次君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 42 分 休憩

午後 1 時 43 分 再開

○副議長（若山隆史君） 再開いたします。

この際、会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、私、若山隆史が指名されましたが、このたび議長の職務を行うこととなり、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなることから、新たに会議録署名議員として、5番 藤埴理君を追加指名いたします。

ただいま、富田栄次君から庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任の件

○副議長（若山隆史君） 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

富田栄次君の庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、富田栄次君の庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 1 時 46 分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

ただいま庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の辞任により、委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

この際、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任

○議長（富田栄次君） 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、後藤省治君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました後藤省治君を庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和 3 年第 3 回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 48 分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

垂井町議会副議長
垂井町議会新議長 富 田 栄 次

垂井町議会新副議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理